平成２４年（フ）第１０９号
鹿児島県出水市高尾野町下高尾野1581番地１
債務者　神田　直子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
鹿児島県薩摩川内市勝目町4140番地　２号棟
債務者　川畑　和子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2591番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町2591番地２
債務者　永吉　佐富
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
鹿児島県薩摩川内市西向田町６番５号　四元ビル406号、前住所鹿児島県阿久根市赤瀬川808番地４
債務者　宮原　勇一
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
沖縄県那覇市寄宮１丁目13番14号　３階
債務者　長堂　睦子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４６３号
沖縄県豊見城市字与根280番地、住民票上の住所沖縄県豊見城市字渡橋名160番地　渡橋名県営団地１―212号
債務者　比嘉　博美
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５０９号
沖縄県那覇市字松川277番地　アパート松川277―111
債務者　銘苅　道枝
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１９号
長野市稲里町中央３丁目25番15号
債務者　倉石めぐみ
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９８号
京都市南区唐橋芦辺町５番地　市営住宅２棟401
債務者　寺井　良多
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５８号
京都市中京区壬生森町67番地３　グランディール大地ビル403号
債務者　柄本　春生
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
兵庫県川西市東多田２丁目21番10号
債務者　Ｆａｍｉｌｌｅこと　平山真理子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７５号
兵庫県豊岡市日高町水上252番地の８
債務者　富士本敦子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
松江市大庭町10番地11　レオパレス長者原Ⅱ104号、住民票上の住所松江市浜乃木４丁目５番１―501号浜乃木ビル
債務者　藤尾　芳伸
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
松江市浜佐田町172番地５　リヴィンＳＰⅡ102号
債務者　福田寿美恵
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０号
広島県呉市天応西条４丁目３番８号
債務者　神垣　友美
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３６号
広島県呉市神原町１番24号
債務者　辻崎有希子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３７号
広島県呉市焼山宮ケ迫１丁目30番５―306号
債務者　増永　数人
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所呉支部